

矢 掛 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 開催日時

令和7年1月10日（金）午前9時30分～午前10時00分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 16名

農業委員 9名			農地利用最適化推進委員 7名		
1 番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	小坂 一司	出
2 番	水川 治	出	美川地区推進委員	竹内 恵夫	出
3 番	大山 勝之	出	三谷地区推進委員	浅野 尚宏	出
4 番	鳥越 一志	出	山田地区推進委員	神田 浩志	出
5 番	藤原 国夫	出	川面地区推進委員	妹尾 宣明	出
6 番	松田 智仁	出	中川地区推進委員	多賀 秀樹	出
7 番	谷許 安治	出	小田地区推進委員	土井 博文	出
8 番	坪井 幹子	出			
9 番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第37号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第38号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (3) 議案第39号 農用地利用集積計画書（No. 197）（案）の決定に対する意見について
(農地中間管理権の設定に関するもの)

議 長	それでは、ただ今から令和6年度第10回農業委員会総会を開催します。
議 長	本日は、委員全員が出席です。全員の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。 本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、3番 大山委員と、4番 鳥越委員を指名します。 それでは、議事に入ります。 本日の議事につきましては、議案第37号から議案第39号の3議案です。
議 長	議案第37号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、6件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 以上6件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号41番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
7 番 委 員	譲受人は適切に管理できると思いますので、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号41番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号41番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号42番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
7 番 委 員	譲受人は申請地周辺に農地を所有しています。適切に管理できると思いますので、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号42番につきまして、他に意見はありませんか。

各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>4 2</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>4 3</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
2 番委員	申請地はこれまで保全管理されていきました。譲受人は適切に管理できると思いますので、問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>4 3</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>4 3</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>4 4</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
1 番委員	申請地は、町のかわまちづくり事業に関連した、交換農地となります。特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>4 4</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>4 4</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>4 5</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
5 番委員	現地を確認しました。譲受人は適切に管理できると思いますので、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>4 5</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。

各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>4 5</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>4 6</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
3 番委員	譲受人と譲渡人は親族です。特に問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>4 6</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>4 6</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>3 8</u> 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>1</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 事案番号 2 5 番は、申請農地から 5 0 0 m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第 3 種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。
議 長	事務局の説明が終わりました。事案番号 <u>2 5</u> 番について、地元農業委員の意見をお願いします。
3 番委員	墓地への転用です。被害防除計画書のとおり、特に問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>2 5</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>2 5</u> 番につきましては、許可と決定します。

議 長	議案第 <u>39</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書（No. 197）（案）の決定に対する意見について、多賀委員の自己に関する案件が含まれており、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで、多賀委員の退席をお願いします。 （午前 9時 52分 多賀委員 退席） では、事務局から説明します。
事 務 局	議案第39号については、公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団を通じて農地の貸借を行う案件であります。公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。 （計画の内容について説明）
議 長	議案第39号につきまして、意見等をお願いします。
各 委 員	（異議なし）
議 長	異議がありませんので、議案第39号について、「異議なし」と決定します。 （午前 9時 55分 多賀委員 復席）
議 長	次に4.各種報告について確認します。
議 長	（1）農地法施行規則該当転用届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
山田地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題はありません。
川面地区 推進委員	事案番号2番について、確認しました。問題はありません。
議 長	（2）農地改良届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。

三谷地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。特に問題はありません。
議 長	(3) 利用目的の変更届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
中川地区 推進委員	事案番号1番, 2番について、確認しました。問題はありません。
議 長	(4) 農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
矢掛地区 推進委員	事案番号1番, 2番について、確認しました。問題ありません。
美川地区 推進委員	事案番号3番について、確認しました。問題ありません。
三谷地区 推進委員	事案番号4番について、確認しました。問題ありません。
山田地区 推進委員	事案番号5番, 6番について、確認しました。問題ありません。
川面地区 推進委員	事案番号7番について、確認しました。問題ありません。
中川地区 推進委員	事案番号8番から10番について、確認しました。問題ありません。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。